

○大阪府行政手続条例（平成7年大阪府条例第2号）第34条の規定に基づく大阪府汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針

平成 21年 10月 23日
大阪府告示第 1604号

大阪府行政手続条例（平成7年大阪府条例第2号）第34条の規定により、大阪府汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針を次のとおり定める。

大阪府汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針

（目的）

第1条 この指針は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）による改正後の土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第22条第1項又は第23条第1項の許可の申請に係る汚染土壌処理施設について、当該申請に先立って必要な指導を行い、もって汚染土壌の適正な処理及び汚染土壌処理施設の所在地及びその周辺の地域の生活環境の保全に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この指針の用語の意義は、法の定めるところによる。

（事業計画の周知）

第3条 府の区域（大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市の区域を除く。）内において法第22条第1項又は第23条第1項の許可（同項の許可にあつては、処理能力の変更（その変更する能力が法第22条第1項の許可に係る処理能力の10パーセントを超えるものに限る。）、位置及び処理方式の変更又はその所在地若しくはその周辺の地域の生活環境に及ぼす影響を増大させるおそれのある変更に係る許可に限る。）を受けようとする者（以下「申請予定者」という。）は、法第22条第1項又は第23条第1項の許可の申請に先立って、汚染土壌処理施設に係る次に掲げる計画（設置等について環境影響評価法（平成9年法律第81号）その他の法律又は大阪府環境影響評価条例（平成10年大阪府条例第3号）に基づき環境影響評価を行わなければならない汚染土壌処理施設について当該環境影響評価を既に行っている場合にあつては、第1号及び第2号に掲げる計画。以下同じ。）に係る図書の写しを1月間、別表第1に掲げる地域内の適当な場所において、関係住民（同表に掲げる地域内に住所又は勤務地を有する者をいう。以下同じ。）の縦覧に供するとともに、縦覧期間内に、当該計画を周知させるための説明会を開催するものとする。

- (1) 設置等及び維持管理に関する計画
- (2) 公害の防止に関する計画
- (3) 環境配慮に関する計画（汚染土壌処理施設の設置等がその所在地又はその周辺の地域の生活環境に及ぼす影響が最小となるようにする措

置に関する計画をいう。)

- 2 申請予定者は、印刷物の回覧又は配布、汚染土壌処理施設の設置の場所又は別表第1に掲げる地域内の公共の場所における掲示その他の適切な方法により、前項の縦覧の場所、期間及び時間並びに前項の説明会の開催の日時及び場所を関係住民に周知するとともに、縦覧及び住民説明会計画書(様式第1号)を知事に提出するものとする。
- 3 知事は、縦覧及び住民説明会計画書の提出を受けたときは、速やかに、その写しを関係市町村長に送付する。
- 4 申請予定者は、その責めに帰することができない事由により第1項の説明会を開催することができない場合には、速やかにその旨を知事に通知するとともに、同項各号に掲げる計画を要約した書面の回覧又は配布その他の適切な方法により、その内容を関係住民に周知させるよう努めなければならない。

(環境配慮に関する計画の作成)

第4条 前条第1項第3号に掲げる計画は、別表第2に掲げる項目その他の項目のうち、汚染土壌処理施設の種類、規模及び処理能力を勘案して申請予定者が必要と判断する項目について作成するものとする。

- 2 申請予定者は、前条第1項第3号に掲げる計画の作成に当たっては、必要に応じ、汚染土壌処理施設の所在地又はその周辺の地域の生活環境の状況及び当該汚染土壌処理施設の設置等がその所在地又はその周辺の地域の生活環境に及ぼす影響を調査するものとする。

(意見の聴取)

第5条 申請予定者は、第3条第1項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間、関係住民の汚染土壌処理施設の所在地及びその周辺の地域の生活環境の保全に関する意見を聴取するものとする。

(事前協議)

第6条 申請予定者は、前条の期間満了後、法第22条第1項又は第23条第1項の許可の申請に先立って、次に掲げる事項について知事に協議するものとする。

- (1) 第3条第1項各号に掲げる計画に関する事項
 - (2) 第3条第1項の縦覧及び説明会に関する事項
 - (3) 前条の規定により聴取した意見に関する事項
 - (4) その他知事が必要と認める事項
- 2 前項の規定による協議は、汚染土壌処理業の許可(変更)の申請に関する事前協議書(様式第2号)を知事に提出することにより行う。
 - 3 知事は、第1項の規定による協議に当たっては、必要に応じ、専門家又は関係市町村長の意見を聴取する。
 - 4 知事は、第1項の規定による協議の結果を記録した調書を作成し、申請予定者に送付する。

(事前協議の結果の尊重)

第7条 申請予定者は、協議が調った事項については、その協議の結果を尊重し、必要な措置を講じた上で、法第22条第1項又は第23条第1項の許可の申請を行うものとする。

別表第1（第3条関係）

(1) 汚染土壌処理施設の所在地及びその隣接地
(2) 汚染土壌処理施設の所在地が属する自治会の区域（当該自治会がない場合であつては、当該所在地が属する町又は字の区域（住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条第1号の街区方式により住居表示が実施されている場合にあっては、当該所在地が属する街区及びその隣接する街区））
(3) 汚染土壌処理施設の所在地に隣接して、前号の自治会とは異なる自治会の区域が存在する場合にあっては、その異なる自治会の区域
(4) 前3号に定めるもののほか、汚染土壌を運搬する車両が通行する地域等汚染土壌処理施設の設置等により生活環境に影響が及ぶことが予想される地域

別表第2（第4条関係）

区分	項目							
	大気質			水質	地下水	騒音	振動	悪臭
	特定有害物質、二酸化窒素、ばいじん、塩化水素、ダイオキシン類	粉じん	二酸化窒素、粉じん	特定有害物質、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質量(SS)、窒素、りん、ダイオキシン類	水位、水質	騒音レベル	振動レベル	特定悪臭物質濃度、臭気指数（臭気強度）、臭気濃度
浄化処理施設	○	○		○		○	○	○
セメント等製造施設	○	○		○		○	○	○
埋立処理施設		○		○	○	○	○	
分別等処理施設		○		○		○	○	
汚染土壌等運搬車両			○			○	○	

備考

- 「浄化処理施設」、「セメント等製造施設」、「埋立処理施設」及び「分別等処理施設」には、保管施設等汚染土壌処理施設と併せて事業場内に設置される施設を含む。
- 「特定有害物質」は、特定有害物質のうち、汚染土壌処理施設の設置等により排出が予想される物質に限る。
- 「水質」には、汚染土壌と雨水等とが接触する場合における雨水等の水質を含む。

縦覧及び住民説明会計画書

年 月 日

大阪府知事 様

申請予定者 住所
氏名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号
担当者

大阪府汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針第3条第2項の規定により、次のとおり提出します。

汚染土壌処理施設の概要	設置の場所	
	種類	
関係地域	関係地域の範囲	
	関係地域の設定の根拠	
縦覧の計画	縦覧の場所	
	縦覧の期間及び時間	
	縦覧の場所の周知方法	
説明会の開催の計画	開催の日時	
	開催の場所	
	開催の周知方法	

汚染土壌処理業の許可（変更）の申請に関する事前協議書

年 月 日

大阪府知事 様

申請予定者 住 所
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号
担当者

大阪府汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針第6条第2項の規定により、次のとおり協議します。

(1) 事業計画等に関する事項

事業場の名称及び所在地 ※ 1		名 称： 所在地：
事業場の敷地面積及び用途地域		敷地面積： 用途地域：
施設の設置等に当たり必要な 他 法 令 の 許 可 等		
施設の設置等に関する計画	着 工 予 定 年 月 日	年 月 日
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日
	種 類 ※ 2	浄化処理・セメント等製造・埋立処理・分別等処理
	処理対象とする土壌及び 特定有害物質の種類	土 壌： 特定有害物質：
	構 造 ※ 3	型式
	処 理 能 力 ※ 4	m ³ /日 m ³ /時間 t/日 t/時間
	稼働日、稼働時間	
	処 理 工 程 の 概 要 ※ 5	

	処理済み土壌の性状、 利 用 方 法 等	
	処理残渣物の性状、 処 理 ・ 処 分 方 法 等	
施設の公害の防止及び維持管理に関する計画※6	大 気 汚 染 防 止 措 置 (稼動に伴い生じる排ガス対策等)	
	水 質 汚 濁 防 止 措 置 (稼動に伴い生じる排水対策等)	
	地 下 浸 透 防 止 措 置	
	土 壌 等 の 飛 散 流 出 防 止 措 置	
	騒 音 ・ 振 動 防 止 措 置	
	悪 臭 防 止 措 置	
	維 持 管 理 計 画 (排ガス及び排水に関する測定計画を含む)	別紙のとおり
環 境 配 慮 に 関 す る 計 画		別紙のとおり
管理 体制 に 関 する 事 項	工 程 管 理 体 制	
	管 理 責 任 者 ※ 7	
<p>添付資料</p> <p>※1について、事業場の土地等の使用権原を有することを証する書類 計画地付近の見取り図</p> <p>※2について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく処分業等の許可証の写し（該当する場合） 公有水面埋立法に基づく免許又は承認証の写し（該当する場合）</p> <p>※3について、施設配置図（公害防止設備を含む。） 施設に係る平面図、立面図、断面図、構造図（公害防止設備を含む。）</p> <p>※4について、施設の処理能力設計計算書</p> <p>※5について、施設の処理工程の詳細フロー図（処理残渣物の発生工程を含む。）</p> <p>※6について、公害防止設備の処理能力設計計算書</p> <p>※7について、管理責任者の経歴等を証する書類</p>		

備考 施設の変更に係る申請の場合は、変更のある項目のみ記載すること。

(2) 縦覧、説明会及び意見の聴取に関する事項

縦 覧	縦 覧 の 場 所		
	縦 覧 の 期 間 及 び 時 間		年 月 日～ 年 月 日
	縦 覧 の 場 所 の 周 知 方 法		
	縦 覧 を 行 っ た 関 係 住 民 の 人 数		人
説 明 会	開 催 の 日 時		
	開 催 の 場 所		
	申 請 予 定 者 側 の 出 席 者 の 人 数		人
	開 催 の 周 知 の 方 法		
	出 席 し た 関 係 住 民 の 人 数		人
	議 事 録		別紙のとおり
	(開催できなかった場合)	開 催 で き な か っ た 理 由	
説 明 会 に 代 わ る 事 業 計 画 等 の 周 知 方 法			
意 見 の 聴 取	聴 取 し た 件 数		件
	聴 取 し た 意 見 の 要 旨 及 び こ れ に 対 す る 見 解 の 要 旨		